平成１９年３月５日
京阪電気鉄道株式会社

アスベスト含有部品の使用について

昨年９月１日の労働安全衛生法施行令改正により、同日以降、既に使用されているものを除き、０．１％を超えるアスベストを含有するすべての部品についての製造・新規使用が禁止されましたが、京阪電気鉄道株式会社（本社：大阪市中央区、社長：佐藤茂雄）において、同施行令改正後に、アスベスト含有製品を鉄道車両に装着した事例がありましたのでご報告します。詳細は下記のとおりです。

記

１．平成１８年９月１日以降に装着したアスベスト含有製品ならびに数量
ナブテスコ株式会社製　シリンダ蓋ガスケット（パッキン）
４８枚（電動空気圧縮機１２台分）
※同製品は鉄道車両床下の機器内部に挟み込まれた状態で使用されているのに加え、成型品であることから飛散の可能性はありません。

２．使用鉄道車両　７０００系　２両
８０００系　３両
９０００系　７両

３．取付場所　寝屋川車両工場（大阪府寝屋川市）

４．経緯　ノンアスベスト商品と確認の上、平成１７年１１月にナブテスコ社より入荷し備蓄していた部品を、定期検査時等に平成１８年９月１日以降も交換部品として継続使用してきたところ、本年２月２８日に同社より、アスベスト含有製品であるとの報告がありました。

５．対応策　該当部品については、早急に回収ならびに適合品への交換を実施します。また、法改正以前に装着した他の含有製品についても、今後定期検査において、順次適合品に交換してまいります。

以　上